

令和３年１１月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和３年１１月５日（金）午前９時３０分より、臼杵市役所野津庁舎 ３階会議室において、会長が１１月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

１番 後藤 聖憲 委員 ２番 藤嶋 祐美 委員 ３番 二村 啓二 委員 ４番 城野 幸司 委員 ５番 疋田 忠公 委員
６番 野上 政憲 委員 ７番 佐藤 幸子 委員 ８番 竹尾 奈美 委員 ９番 柳井 博之 委員 １０番 後藤 博幸 委員
１１番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第５０号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第５１号 非農地証明願いについて

議案第５２号 農用地利用集積計画の決定について

議案第５３号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 それでは、本総会の議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数を超しておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号5番 疋田 忠公委員と、議席番号6番 野上 政憲委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。
議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年11月5日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、畑 3,322㎡ 外11筆 合計13,943㎡ を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 2、田 195 m² を、所有権を移転するものです。この案件は空き家バンク制度を利用した空き家に付随する農地の取得であり、下限面積については 30a 以下となっています。

番号 3、畑 394 m² 外 2 筆 合計 1,294 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 4、畑 900 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 5、畑 1,831 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 6、畑 39 m² 外 1 筆 合計 45.61 m² を、所有権を移転するものです。この案件は空き家バンク制度を利用した空き家に付随する農地の取得であり、下限面積については 30a 以下となっています。

番号 7、畑 372 m² 外 7 筆 合計 5,727 m² を、後継者への一括贈与のため所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 7 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

10 月 26 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の 4～6 ページに掲載しますのでご覧ください。以上、3 条申請 7 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤博 私後藤と、柳井委員より、10 月 26 日に実施しました議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。
委 員 チェックリストと併せ報告します。

番号 1 の申請地の田および畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 7 筆の田と 5 筆の畑で、現在は水稻や大豆、露地野菜が栽培されています。許可後は水稻、ブルーベリー・花卉の作付けを行うとのこと。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地の向かいに、一緒に取得する空き家バンク物件があります。申請地は1筆の畑で、現在は露地野菜が栽培されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3から5については一括して報告します。

番号3、番号4、番号5の申請地の畑については、売買により所有権を取得するものです。申請地は計5筆の畑で、椎茸のホダ場になっています。許可後も引き続き椎茸の作付けを行います。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

柳 井 番号6の申請地の畑については、売買により所有権を取得するものです。

委 員 申請地の隣に、一緒に取得する空き家バンク物件があります。申請地は2筆の畑で、草刈り等により管理されているほか、一部では果樹が栽培されています。許可後は果樹及び露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号7の申請地の田及び畑については、後継者への一括贈与により所有権を取得するものです。

申請地は6筆の田および2筆の畑で、現在は水稻や栗・露地野菜が栽培されています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請7件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。以上です。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第22地区、三島推進委員さんお願いします。

三 島 第22地区、推進委員の三島です。

推進委員 番号1の申請地の田および畑については、贈与により所有権を取得するものです。

譲渡人が高齢のため、親族で農業法人を経営する譲受人に農地を引き取ってほしいとのことです。特に問題はないものと思われます。

議 長 続きまして、第13地区の芦刈推進委員さん。

芦 刈 第13地区、推進委員の芦刈です。番号3から5については一括して報告します。

推進委員 番号3、番号4、番号5の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は計5筆の畑で、すでに現地は椎茸のホダ場になっています。許可後も引き続き椎茸の作付けを行うとのことです。特に問題はないと思われます。

議 長 次に、第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号6の申請地の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地の隣に一緒に取得する空き家バンク物件があり、この家とともに農地を購入するものです。線路側の畑には果樹が植えられており、引

き続き管理するほか、露地野菜の栽培も行うとのこと。特に問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第 20 地区の久原推進委員さん。

久 原 第 20 地区、推進委員の久原です。

推進委員 番号 7 の申請地の田及び畑については、後継者への一括贈与により所有権を取得するものです。申請地は 6 筆の田および 2 筆の畑で、現在は
水稲や栗・露地野菜が栽培されています。今後もこれまでどおりの利用をしていくとのこと。特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

藤 嶋
委 員 はい。

議 長 はい、藤嶋委員さん。

藤 嶋
委 員 番号 3 のことですが、以前、椎茸のホダ場にするという申請があったところの隣だと思いますが、以前の申請の方でしょうか。

首 藤 これについては、今年の 2 月に転用したら買うということで 3 条申請が出てきた案件になります。

主 幹 ただ、このときも最初の相談の際には家族に買わせたいと相談がありましたが、これだけですと 3 反に達せず、買うことができないため、今回、
他のところと合わせて買う話ができたとということで 3 反を満たすことができるので、今回の申請となっております。

議 長 ただいまの説明でよろしいでしょうか。

藤 嶋 はい。
委 員

議 長 他にございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 51 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページをお開きください。

議案第 51 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 11 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 2,528 ㎡ の土地については、昭和 45 年頃より耕作されず山林原野化した土地となります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地に該当し、(ア) から (オ) の要件を満たしている土地となります。

番号 2、畑 416 ㎡ の土地については、昭和 35 年より住宅が建築された土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 9 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第 51 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 51 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。
議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 11 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 10 号）「令和 3 年 11 月 5 日公告予定」となります。1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は令和 3 年 10 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの合計で説明します。

田については、18,143 ㎡ 20 筆です。畑については、29,820 ㎡ 20 筆です。合計面積は、47,963 ㎡ 40 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が28名に対して、借り手は12名となります。なお、各筆明細につきましては、4ページから6ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和3年11月5日公告予定の農用地利用集積計画（第10号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第52号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第52号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第53号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11ページです。

議案第53号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和3年11月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1ページをご覧ください。畑 1筆 2,065㎡ を配分するものです。農用地の所在は2ページに掲載しています。

3 ページをご覧ください。畑 1 筆 645 m² を配分するものです。農用地の所在は 4 ページに掲載しています。

5 ページをご覧ください。畑 7 筆 合計 12,235 m² を、配分するものです。農用地の所在は 6 ページに掲載しています。

7 ページをご覧ください。畑 6 筆 合計 7,237 m² を、配分するものです。農用地の所在は 9 ページに掲載しています。

8 ページをご覧ください。畑 2 筆 合計 3,467 m² を、配分するものです。農用地の所在は 9 ページに掲載しています。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。以上、5 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 53 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了しました。